

新 旧 対 照 表

○ 違反転用に対する行政代執行に係る処分基準

改 正 後			現 行		
2 4 (1 6)	違反転用に対する行政代執行	農地法第5 1 条第 <u>4</u> 項 (昭和27年法律第229号)	2 4 (1 6)	違反転用に対する行政代執行	農地法第5 1 条第 <u>3</u> 項 (昭和27年法律第229号)
農地法第5 1 条第<u>4</u>項の処分に当たっては、次の基準を考慮して処分を行う。 1 平成21年12月11日農林水産省経営局長・農村振興局長通知「農地法の運用について」別添「7 法第51条及び第52条の4 関係（3）法第 51 条第<u>4</u>項の規定による処分の基準」 2 平成 12 年6月1日農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」別紙1「第1 5 法第51条及び第52条の4 関係 <u>3</u> 法第51条第<u>4</u>項の規定による処分の基準」			農地法第5 1 条第<u>3</u>項の処分に当たっては、次の基準を考慮して処分を行う。 1 平成21年12月11日農林水産省経営局長・農村振興局長通知「農地法の運用について」別添「7 法第51条及び第52条の4 関係（3）法第 51 条第<u>3</u>項の規定による処分の基準」 2 平成 12 年6月1日農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」別紙1「第1 5 法第51条及び第52条の4 関係 <u>2</u> 法第51条第<u>3</u>項の規定による処分の基準」		